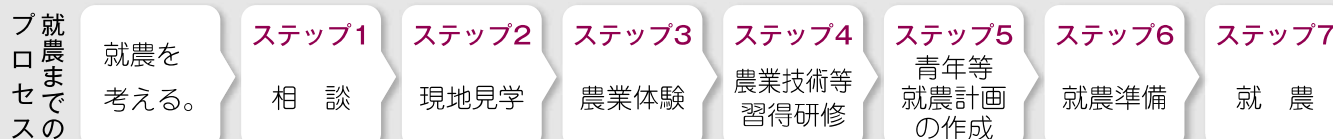
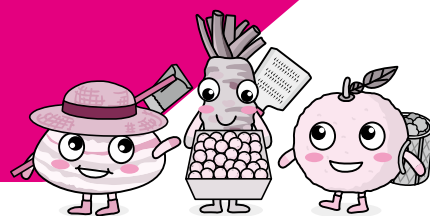


農 業



ステップ1 相談

益田市での就農に関するすべての相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

※ステップ3以降に記載される助成等は、予算に限りがありますので、要件を満たしていても支援を受けられない可能性があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452 Mail noshin@city.masuda.lg.jp

ステップ2 現地見学

できるだけ多くの地域を見学してください。ご希望の方は、現地をご案内いたします。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

ステップ3 農業体験

農業は自然相手の職業であり、教科書どおりにはいかないこと、家庭菜園ではできたことが出荷するような規模になると全く通用しないことがあります。熱意・意欲はもちろん大事ですが、年齢や資金、体力・技術などを含め考えていきましょう。目指す農業のイメージを明確にするため、実際に地域の自然や栽培を体験してください。

益田市農林水産業就業支援助成金

市

市外からのUターン者が益田市で就農を目的として産業体験を行う場合に支給します。

- 助成額…上限10万円／月×12月以内

ただし、(公財)ふるさと島根定住財団の「Uターンしまね産業体験事業助成金」の対象者に対する助成額は、次のとおりです。

- 助成額…3万円／月×12月以内

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

Uターンしまね産業体験事業助成金

財

県外からのUターン者が島根県で農林水産業の産業体験を行う場合に支給します。

- 助成期間…3ヶ月以上1年以内
- 助成額…12万円／月(ただし、親など同居の場合、親族が受入先の場合は、6万円／月)

また、次の上乗せ助成があります。

- 親子連れ助成…3万円／月(1世帯あたり)
中学生以下の子どもを同伴した場合に支給します。

問 (公財)ふるさと島根定住財団 石見事務所

TEL 0855-25-1600

ステップ4

農業技術等習得研修

栽培技術・経営管理技術・農産物の流通体系等についての研修を受けます。

益田市農林水産業就業支援助成金

市

研修期間終了後に認定新規就農者となることを目指す者が行う就農前研修に対して支給します。

- 助成額…上限10万円／月×12月以内

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

農業人材投資事業〈準備型〉

県

就農予定時に50歳以上65歳未満で県農林大学校等で研修を受ける方で、前年の世帯所得600万円以下の方に対して支給します。

- 助成額…12万円／月×12月以内 ※別に、交付ならびに返還要件があります。

ただし、県内在住の方に対する助成額は次のとおりです。

- 助成額…6万円／月×12月以内

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

就農準備資金

国

就農予定時に49歳以下の方で、県農林大学校等で研修を受ける方で、前年の世帯所得600万円以下の方に対して支給します。

- 助成額…12.5万円×24月以内

※別に、交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

トピックス

安全・安心な暮らしのために 益田市安全安心メール

益田市では、市内で災害や事件・事故が起こった際に、市民の皆さんへの迅速かつ正確な情報の提供を行うため、“益田市安全安心メール”の配信サービスを行っています。

- 登録方法…①次の登録用アドレスに、件名・本文を入力せずにメールを送信します。

✉ bousai.masuda-city@raidan3.ktaiwork.jp

②返信メールに記載されたアドレス(URL)へインターネット接続します。

③表示内容を確認して登録を実施します。



二次元バーコード対応の携帯電話をご利用の場合、上図からアドレスを読み取ることができます。

ステップ5 青年等就農計画の作成

「青年等就農計画」とは、これから始める農業の目標やその実現方法を具体的に記した計画のことをいいます。この就農計画の妥当性について、市長の認定を受けると「認定新規就農者」になります。

認定新規就農者のメリットとして主なものは次のとおりです。

- ①就農準備、施設機械の整備に対する無利子の資金を活用することができます。
- ②施設機械の整備に対する補助金を活用することができます。
- ③営農指導・経営指導・情報提供等を受けることができます。

ステップ6 就農準備

益田市農地(遊休地)情報

詳しい情報については、下記の連絡先までお問い合わせください。

市

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

URL <http://www.city.masuda.lg.jp>

ステップ7 就農

経営開始資金

独立、自営就農時49歳以下の認定新規就農者の方で、前年の世帯所得600万円以下の方に対して支給します。

国

- 助成額…12.5万円×36月以内
- ※別に交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312



雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関。

国

- 助成額…最大60万円／年 最長4年間支給
- ※別に交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

経営発展支援事業

国 県

独立自営就農時49歳以下の認定新規就農者の方で経営開始期に必要な農業用機械整備等を行う場合に支給します。

- 補助率…国1／2 県1／4 計3／4
(補助対象事業費上限を越える場合、越えた事業費分に対して更に県1／3補助)
- 補助対象事業費上限額…1,000万円 ※経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円
- ※別に交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター

TEL 0856-31-0312

農業人材投資事業〈経営開始型〉

県

就農時に50歳以上65歳未満の認定新規就農者に対して交付します。

- 交付額…6万円×24月以内
- ※別に、交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター TEL 0856-31-0312

担い手経営発展支援事業(自営就農開始支援事業)

県

認定新規就農者が経営開始期に必要な農業用機械整備等を行う場合に支給します。

- 補助率…1／3
- ※別に、交付ならびに返還要件があります。

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター TEL 0856-31-0312

青年等就農資金

国

認定新規就農者に対して無利子の資金を貸し付けます。

- 貸付限度額…3,700万円

問 益田市農林水産課 農業担い手支援センター TEL 0856-31-0312

トピックス

神々や鬼たちが躍動する神話の世界

いわみかくら ～石見神楽～

日本神話を題材に、独特の哀愁あふれる笛の音、活気溢れる太鼓囃子に合わせて、金糸銀糸を織り込んだ豪華絢爛な衣裳と表情豊かな面を身につけて舞う石見神楽は、島根県西部の石見地方に古くから伝わる伝統芸能です。昔より地域の娯楽として秋祭り例祭の前夜祭として演じられてきましたが、現在では年間を通じて石見各地で石見神楽を観ることができます。

その演目は、厳かな雰囲気の中で神様をお迎えする「儀式舞」や古事記や日本書紀を題材にした「能舞」など合わせて約30種類にのぼり、受け継ぐ団体は現在130を超えるほどあります。

石見神楽は、大蛇が火や煙を吹くといったリアルな演出や勧善懲悪といった分かりやすいストーリーが特徴で、2019年5月に日本遺産に認定されました。

